

記者発表資料
平成23年12月21日
農産園芸環境課
環境対策班 大内・松原 内線2845
畜産課
草地飼料班 及川・四ノ宮 内線2852

**「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(農林水産省)
に基づく、飼料の暫定許容値を超える米ぬかへの対応について**

平成23年12月19日に農林水産省が公表した「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」において、「米ぬかの加工係数」(玄米中の放射性セシウム濃度に対する精米後の米ぬか中の放射性セシウム濃度の比率)は「8」と設定されました。

これに基づき、県内の平成23年産米の放射性物質調査で測定した玄米の放射性セシウム濃度から、米ぬかの放射性セシウム濃度を推計したところ、栗原市の一部の地域の米ぬかが飼料の暫定許容値を超えたので、お知らせします。

記

1 米ぬかの放射性セシウム推計結果

市町村名(旧市町村名)	玄米の放射性セシウム137濃度 (ベクレル/kg) ①	玄米の放射性セシウム134濃度 (ベクレル/kg) ②	片方が定量下限値未満での補正值③	加工係数 ④	米ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (ベクレル/kg) (①+③)×④
栗原市(旧栗駒村)	23.3	20未満	20	8	346.4
栗原市(旧岩ヶ崎町)	20.3	20未満	20	8	322.4
栗原市(旧鳥矢崎村)	22.6	20未満	20	8	340.8
栗原市(旧鳥矢崎村)	21.7	20未満	20	8	333.6
栗原市(旧文字村)	24.2	20未満	20	8	353.6
栗原市(旧大岡村)	21.2	20未満	20	8	329.6
栗原市(旧津久毛村)	20.4	20未満	20	8	323.2

- ・玄米の放射性セシウム濃度は、平成23年9月16日公表済み。
- ・米ぬかの放射性物質濃度の推計値は、玄米の放射性セシウム濃度に、加工係数「8」を乗じて算出する。
- ・玄米の放射性セシウム濃度の片方が定量下限値未満であった場合は、その定量下限値を補正值として採用する。なお、両方が定量下限値未満であった場合は、それぞれに定量下限値の1/2を補正值として採用し、算出する。
- ・本県における平成23年産米の放射性物質調査の定量下限値は、放射性セシウム134、137それぞれ20ベクレル/kgである。

2 今後の対応

栗原市の該当旧市町村の米ぬかについては、飼料の暫定許容値を超えたため、飼料として単体で利用しないよう、関係機関の協力のもと生産者等へ周知します。

なお、栗原市の該当旧市町村については、9月28日以降、国から加工係数が示されるまで、米ぬかの利用自粛を要請していたところです。

(参考)

- 「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日)」に基づく肥料等の暫定許容値400ベクレル/kg、家畜用飼料の暫定許容値300ベクレル/kg、養殖魚用飼料100ベクレル/kg
- 「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について(平成23年10月6日)」に基づくきのこ菌床用培地(製品乾重量)指標値150ベクレル/kg